

監 査 対 象 機 関	監査対象期間	監査執行年月日
くまもとファズ株式会社	平成12年 4月～ 平成13年 3月	平成14年 3月 6日
財団法人熊本県起業化支援センター	〃	平成14年 1月30日
熊本県信用保証協会	〃	平成14年 3月13日
財団法人 熊本県勤労者信用基金協会	〃	平成14年 3月 7日
熊本県農業信用基金協会	〃	平成14年 2月27日
社団法人 熊本県畜産物価格安定基金協会	〃	平成14年 2月21日
社団法人 熊本県畜産開発公社	〃	平成14年 1月28日
熊本県漁業信用基金協会	〃	平成14年 3月 1日
財団法人 熊本県建築住宅センター	〃	平成14年 2月28日
住友信託銀行株式会社	〃	平成14年 3月 4日
学校法人 順心学園	〃	平成13年12月 3日
学校法人 加寿美学園	〃	平成13年12月 3日
学校法人 慶誠学園	〃	平成13年12月 3日
学校法人 熊本学園	〃	平成13年12月 5日
学校法人 白百合学園	〃	平成13年12月 5日
学校法人 玉名白梅学園	〃	平成13年12月 6日
学校法人 菊池女子学園	〃	平成13年12月 5日
社団法人 熊本県私学教育振興会	〃	平成14年 3月 4日
熊本県中小企業団体中央会	〃	平成14年 3月11日
熊本県商工会連合会	〃	平成14年 3月 8日
熊本県経済農業協同組合連合会	〃	平成14年 3月 4日
財団法人 熊本県学校給食会	〃	平成14年 3月 6日
平成13年度全国高等学校総合体育大会熊本県 実行委員会	〃 平成13年 4月～ 平成14年 1月	平成14年 3月 8日

2 監査の主眼

今回の監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき県が出資している団体、信託団体、補助団体、貸付団体、公の施設の管理を委託している団体等の53団体について、平成12年度に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査にあたっては、熊本県監査委員監査基準に基づき、次の事項に主眼をおいて実施

した。

(1) 重点事項

- ① 財政的援助団体等の趣旨に沿って運営されているか。
- ② 会計に関する諸規程・帳票書類等が整備されているか。

(2) 留意事項

出資団体

- ・団体の経営状況は良好か。
- ・団体の監事による監査は、適正になされているか。

補助（貸付）団体

- ・補助（貸付）額の決定は、適正か。
- ・補助（貸付）の効果は、十分に達せられているか。
- ・補助（貸付）に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ・団体の監事による監査は適正に行われているか。

公の施設の管理委託団体、信託団体

- ・委託契約は、適正になされているか。
- ・施設の管理は、目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- ・会計経理は、適正に行われているか。
- ・団体の監事による監査は、適正に行われているか。

3 監査の結果

○ 報告公表事項

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

フィッシャリーナ天草 株式会社

経営改善への取り組みがなされているが、累積欠損金（平成12年度末現在、92,218千円）の解消に向けて、なお一層の改善に努めること。

財団法人 くまもとテクノ産業財団

設備貸与事業及び単県設備貸与事業の未収金（平成12年度末現在、411,504千円）の解消に引き続き努めること。

○ 指導事項

監査時において、①単独随意契約については、その理由を明確にし、契約方法についてさらに改善を行うよう検討を行うこと。②契約に定めた履行確認は確実にを行うこと。③決算書類は正確に記載すること。④規程の整備は適切に行うことなど、規程関係19件、財務諸表関係12件、収入関係17件、支出関係10件、契約関係17件、その他30件について、是正又は改善を要する事項として指導を行った。

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 1 号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 14 年 5 月 8 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

会長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
平成 14 年 5 月 15 日（水）
午後 7 時から午後 9 時まで
- 2 開催場所
熊本市東町 4 - 11 - 1
熊本県健康センター 3 階会議室
- 3 議題
平成 14 年 4 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康増進課）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7079）

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 110 号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 14 年 5 月 8 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

天草有明海における共同漁業権漁場内において、次に掲げる期間は、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

指示の有効期間

平成 14 年 6 月 1 日から同年 6 月 10 日までとする。

